

# 自動車検査証の有効期間伸長 手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことから、既に対象となっている7都府県※1を除く40道府県の自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、当該有効期間を令和2年6月1日まで伸長しております。

有効期間の伸長は、申告により受け付けておりますので希望される方は、5月1日から6月1日までの間、検査窓口に申請書類を提出される際に、OCR申請書に下記のとおり記載して頂きますようお願いいたします。

余白に「6/1伸長」と赤字で記載して下さい。

※OSS継続申請については別途手続きが必要です。

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時※2の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。

※1: 7都府県

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

※2: 初回継続検査時(エコカー減税)

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

継続検査を申請する前に、、、

- 伸長した場合の自賠責保険の加入については、前の自賠責保険の終期から引き続き加入契約の必要がございます。詳しくは、契約先の保険(共済)代理店等にご相談下さい。

自動車検査証の有効期間の伸長について  
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～



詳しくは

国土交通省 車検伸長

検索

中国運輸局鳥取運輸支局  
軽自動車検査協会鳥取事務所